

次のとおり、「新居浜市建設工事指名停止措置要綱」に基づき、指名停止を行いました。

1 指名停止業者

香川県高松市屋島西町 1 9 7 9

新明和工業（株）流体事業部営業本部四国営業所

2 指名停止理由

新明和工業（株）は、特定エレベーター方式 P S 設置工事において、遅くとも平成 2 9 年 6 月 2 9 日以降、独占禁止法に違反する行為を行っていたとして、令和 7 年 3 月 2 4 日に公正取引委員会から、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。

3 指名停止期間

令和 7 年 5 月 1 2 日から令和 7 年 8 月 1 1 日まで（3 か月間）